

**交通局自動車部営業所における遠隔点呼システムの導入等委託業務
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 業務名

交通局自動車部営業所における遠隔点呼システムの導入等委託業務

2 業務内容に関する事項

（1）趣旨

神戸市交通局では、運行管理業務の効率化及び安全性の維持向上を図るため、交通局自動車部営業所における遠隔点呼システムの導入を検討している。

本業務について、事業者の持つ専門的知識及びノウハウを活用し、当局に最も適したシステムを選定するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集する。

（2）業務内容

- ・遠隔点呼システムの提供及び設定・調整
- ・点呼執行に必要な映像・音声機能の構築
- ・アルコール検知システムとの連携
- ・点呼記録の保存・管理機能の提供
- ・利用者（点呼執行者・運転士）向け操作説明
- ・運用開始後の保守・サポート
- ・その他（別紙「仕様書」のとおり）

（3）事業規模（契約上限額）

本業務については契約上限額を設定しないものとする。ただし、提案にあたっては妥当な積算根拠に基づく見積額の提示を求める。また、提出された見積額が著しく高額であると当局が認める場合は、選定対象から除外することがある。

（4）契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。なお、翌年度以降については、予算の範囲内において契約を更新する場合がある。また、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約の全部又は一部を変更し、又は解除することがある。

（5）履行場所

別紙仕様書にて指定（別紙1）

（6）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当局は、契約金額以外の費用を負担しない。

（7）局側から提供する資料、情報等

中央営業所及び北町操車場運行管理体制について（別紙2）

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市交通局契約規程の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は、別紙「契約書頭書」「委託契約約款」「仕様書」及び、選定委員会にて受託者が提案した内容に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。また、本契約は長期継続契約の取扱いとし、翌年度以降の給付は各年度の予算成立を条件とする。予算の削除又は減額により契約の全部又は一部を変更し、又は解除する場合がある。

（2）委託料の支払い

受託者の請求に基づき、所定の締切日までに支払うものとする。また、翌年度以降の対価の支払は、当該年度の予算成立を条件とし、予算削減等に伴う契約の変更又は解除に際して、受託者は違約金、損害賠償、逸失利益等の請求を行うことはできない。

（3）契約書案

別紙「契約書頭書」「委託契約約款」「仕様書」参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度神戸市入札参加資格（工事請負又は物品等）を有する者であること。
なお、当該資格を有しない場合は、「法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）」、「納税証明書（国税及び地方税）」及び「神戸市交通局契約等からの暴力団関係排除に係る誓約書（様式3）」を提出すること。
- (3) 経営状態が窮境にある者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定を受けた者を除く。
- (4) 参加申請関係書類の提出期限の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 本業務に係る連絡、調整及び打合せ等に迅速に対応できる体制を有していること。
- (7) 遠隔点呼システム又はこれと同種若しくは類似するシステムの導入実績を有していること。
- (8) 共同企業体による応募も可能とする。この場合において、代表者及び構成員は上記（1）から（7）までの要件をすべて満たすこと。なお、当局との連絡調整は代表者が行うものとし、委託契約に係る事務手続についても代表者が自己の名義をもって行うものとする。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年8月14日（金） |
| (2) 参加申請書類・質問書の提出期限 | 令和8年8月31日（月）正午 |
| (3) 参加資格決定通知 | 令和8年9月 3日（木） |
| (4) 質問に対する回答 | 令和8年9月 3日（木） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年9月30日（水）正午 |
| (6) 選定委員会 | 令和8年10月1日（木） |
| (7) 選定結果通知 | 令和8年10月2日（金） |
| (8) 契約締結 | 令和8年10月上旬 |
| (9) 機器設置・設定・動作確認 | 令和8年10月上旬～中旬 |
| (10) 運用開始 | 令和8年10月下旬 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知
 - ア 受付期間 令和8年8月14日から令和8年8月31日正午まで
 - イ 提出書類 参加申込書（様式1）
質問書（様式2）
※神戸市入札資格者として登録のないものが応募する場合は、「法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）」、「納税証明書（国税及び地方税）」及び「神戸市交通局契約等からの暴力団関係排除に係る誓約書（様式3）」を提出すること。
※共同企業体による場合は、「共同企業体結成届出書（様式4）」を提出すること。

ウ 提出部数	各 1 部
エ 提出方法	E メールまたは郵送による
オ 提出先	8－（2）提出先、問合せ先を参照
カ 参加資格決定通知	令和 8 年 9 月 3 日に E メールにより通知する。
キ 質問回答方法	参加者間の公平性を確保するために、原則すべての質問事項について、参加者全員に対して、令和 8 年 9 月 3 日までに E メールにより回答する。なお、事実関係の確認等、回答することで他の参加者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

（2）企画提案書等の提出

- ア 企画提案書は、A 4 版とし、様式は自由とする。
- イ 企画提案書の枚数は、表紙・目次を除き 40 ページ以内とする。
- ウ 企画提案書とは別に、デモ用機器などがあれば事前に提出可とする。
※審査終了後、返却する。
- エ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ① 本業務に対する考え方、実施方針。
 - ② 提案のセールスポイント
 - ③ 提案する機器の性能や特徴
 - ④ 本業務の実施計画、実施手順等（スケジュールを含む）
 - ⑤ 本業務にかかる実施体制・支援体制・事業の継続性
 - ⑥ 類似業務実績
 - ⑦ 提案見積と積算根拠（品目ごとの単価を含む）
- オ 受付期間 令和 8 年 8 月 14 日から令和 8 年 9 月 30 日正午まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- カ 提出部数 正本 1 部及び PDF データ（副本）
副本は、提案者が特定できないよう、すべてのページにおいて、社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。
- キ 提出方法 持参又は郵送
- ク 提出先 8－（2）提出先、問合せ先を参照

7 選定に関する事項

（1）評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	満点	審査内容
業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	10	・業務目的を理解し、一貫した提案方針が示されているか。 ・点呼業務への理解が深く、現実的な運用提案となっているか。 ・交通局の実務に配慮した柔軟な支援が期待できるか。
システムの信頼性、安全性	25	・映像、音声の品質や通信安定性が実運用レベルで確保されているか ・障害発生時の復旧手順及び支援体制が明確であり、迅速な対応が見込めるか ・セキュリティ対策が適切であり、脆弱性リスクが低い

機能性、利便性	25	・ 操作手順が簡便であり、点呼執行者及び運転士が扱いやすい画面構成となっているか ・ 点呼記録の保存、確認、検索及び管理が容易に行えるか。また、日常的な運用において効率的な業務実施が可能か
実施計画、実現可能性	15	・ 導入計画が具体的かつ実現可能であり、円滑な運用開始が見込めるか ・ 導入後の保守、サポート体制が安定し、継続性が高いか ・ トラブルや障害発生時の代替手順が明確であり、確実性があるか
過去の実績	10	・ 遠隔点呼システム又は同等の運行管理関連システムの導入実績があるか ・ 公共交通事業者での運用実績があり、信頼性が確認できるか ・ 過去の導入事例から得た改善がシステムに反映されているか
経済性	15	・ 提供内容に対して価格が妥当であり、費用対効果が高いか ・ 初期費用及び月額費用の内訳が明確であり、透明性があるか ・ 長期運用を見据えて安定したコストで運用できるか
動拠点	10	・ 神戸市内に本社又は本店を有するか ・ 神戸市内に支社、支店又は営業所を有するか
合計	110	

※活動拠点を含む満点は 110 点とする。

(2) 選定方法

- ア 選定委員会において、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。
- イ 本企画提案の審査については、選定委員が、7-(1)の評価基準に沿って企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する。
- ウ プレゼンテーションにあたっては、提案内容の確認に必要な範囲で、システム画

面、機器、資料等の提示を求める場合がある。

- エ プレゼンテーションの実施時間は、提案説明 30 分以内、質疑応答 15 分程度を予定する。
- オ 審査の結果、選定委員の全体評価点の平均点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、評価が最も高い事業者が複数ある場合は、「機能性・利便性」の平均点数が最も高い事業者を委託契約候補者とする。それでも同点の場合は、くじ引きにより決定する。
- カ 評価点の合計が満点の 6 割に満たない場合は受託候補者とししない。
- キ 各選定委員の評価点を合計し、その平均点をもって評価点とする。評価点は小数点第 1 位まで算出するものとする。
- ク 適切に業務を履行することが期待できる受託候補者がいない場合は、該当者なしとする場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 提案内容が仕様書に定める必須要件を満たしていない場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者は、総得点のみを掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本業務は長期継続契約として取り扱うため、参加事業者は、予算削減等により翌年度以降の契約が変更又は解除される可能性及び当局が違約金を支払えないことをあらかじめ了承したうえで、参加申請及び見積額の算定を行うものとする。
- ク 契約期間において、初年度における年度末での区切りを提案する場合は、当局の予算年度の範囲内で実施する限りにおいて認めることができる。ただし、翌年度以降は当局の予算成立を条件とする年度契約（更新）とし、契約期間中の途中解約に係る違約金その他の金員を当局は負担しない。

(2) 提出先、問合せ先

〒652-0855 兵庫県神戸市兵庫区御崎町1-2-1 御崎Uビル2階
神戸市交通局自動車部市バス経営課
電話番号：078-984-0152
Eメール：anshin_anzen@city.kobe.lg.jp